議事要旨(3) 連結・特別目的会社専門委員会における検討状況について

冒頭、新井副委員長（専門委員長）より、2011 年 5 月に IASB より公表された IFRS 第 11 号について、連結・特別目的会社専門委員会においては日本基準との異同点や仮に IFRS の考え方を導入した場合の影響について検討を行っている旨の説明がなされ、高橋専門研究員より、審議事項(3)に基づいて、IFRS 第 11 号の概要及び設定を用いた具体的な適用について説明が行われた。

委員などからの主な発言内容は以下のとおりである。

ある委員より、IFRS 第 11 号の適用の判定においては必ずしも法的形態によらないとされているが、日本における事例ではどのような取扱いとなるのか、今後は具体的な事例を挙げた上で議論されたい旨の意見があった。これに対して、事務局より、IFRS 第 11 号が適用される可能性のあるものとして、例えば、合弁会社や建設業 JV、不動産の共有持分などを想定しているとの回答があった。

ある委員より、IFRS 第 11 号第 26 項及び第 27 項に示されている個別財務諸表での取扱いについて、仮に IFRS 第 11 号の考え方を導入した場合における日本の個別財務諸表への影響に関して質問があった。これに対して、事務局より、まずは連結財務諸表のあり方の議論が必要と認識している旨の回答があった。

ある委員より、IFRS 第 11 号では、IFRS 第 11 号の範囲外となるかどうか（共同支配の取決めに該当するか）の判定と、当該取決めが共同支配事業と共同支配企業のいずれに分類されるかどうかの判定という 2 ステップの検討が必要とされているため、どのような契約がそうした判定で検討されていくことになるのか、今後は個別具体的なケースを含めて議論されたい旨の意見があった。事務局からは、引き続き具体的なケースを検討していきたい旨の回答があった。

以　上

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。